

第477回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 7 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年9月27日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	樋口直喜	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	川口知子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿 沼 映 生		
副事務局長	小野寺 雅 樹		
主 幹	松 本 貴 紀		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	岩 崎 達 矢		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年9月27日第477回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 若 海 玄 平

.....

委 員 竹ノ谷 敏 彦

.....

委 員 田 中 あきえ

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 8 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、5 筆、2, 271 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 20 件、43 筆、14, 503.60 m²である。農地改良届については、合計 4 件、5 筆、2, 741 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 3 件、3 筆、433 m²である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計 1 件、1 筆、793 m²である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、251 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 10 件、66 筆、40, 203.91 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 21 件、160 筆、124, 108 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数42件、筆数133筆、面積123,199㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から42番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号42番について報告する。9月14日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在77歳である。農業従事日数は150日、約170アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、農業用自動車1台、乾燥機1台、籾摺機1台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考ええる。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号42番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申請地を管理できる農家であると考ええる。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から4番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画
(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数1件、筆数1筆、面積1,356㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、担い手については、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規程に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規程に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番については、市長へ「意見なし」とすることに決定する。

議案第 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 6 件、筆数 3 4 筆、面積 2 6 , 1 1 4 . 5 6 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 6 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番について報告する。9 月 2 6 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在 4 6 歳である。農業従事日数は 3 3 0 日、約 2 6 5 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター 1 台、耕耘機 2 台、農業用自動車 5 台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は花き、野菜苗を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 5 番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申請地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数10件、筆数17筆、面積3,678.02㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から10番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことにより、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、面積が161㎡だが開発許可は問題ないのか。」との発言があった。

事務局は「開発許可に関する条例制定以前より、区画の変更が無いものについては、200㎡未満でも問題ない。」と回

答した。

委員から「整理番号4番について、面積が200㎡未満の宅地の転用はどれくらいの件数があるのか。」との発言があった。

事務局は「年間で1件程度である。」と回答した。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から10番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

令和6年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和6年度の予算編成及び農業施策の推進にあたり、更なる支援の拡充について求めるため、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見するものであり、本意見書については、本総会において決定後、10月19日に川越市長へ提出する予定である。」と説明を行った。

「なお、本件については、項目ごとに説明する。」と説明を行なった。

「意見書前文については、議案別冊 1 ページにまとめたとおりである。」と説明を行なった。

議長は、意見書前文について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「1 優良農地の保全等の推進のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「1 優良農地の保全等の推進のための支援として、(1) 農業基盤の整備の推進について、(2) 多面的機能支払交付金の活用について、(3) 農地の保全・管理対策について、(4) 遊休農地の発生防止・解消についての4項目にまとめた。なお、「農地の保全」に対し、「所有者の責務の周知」に関する意見があったが、この件は、農業委員会が行うものであるため、本意見書には記載しなかった。この件については、農委スポット情報に「農地の適正管理について」の記事を掲載し、周知を図っているところだが、今後も引き続き実施するとともに、土地持ち非農家への周知方法について検討する。」と説明を行なった。

議長は、「1 優良農地の保全等の推進のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援として、(1) 農道及び農業用水路の整備について、(2) 農業用水の水質保全について、(3) 農業用井戸について、(4) 有害鳥獣対策について、(5) 河川環境の整備についての5項

目にまとめた。」との説明を行なった。

議長は、「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善のための支援として、(1)新規就農等への支援について、(2)農業用機械や農業用施設の整備に対する助成について、(3)女性農業者の支援及び育成について、(4)農業者を対象とする各種研修会について、(5)スマート農業の推進についての5項目にまとめた。」との説明を行なった。

議長は、「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「4 その他農業振興のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「4 その他農業振興のための支援として、(1)川越産農産物の普及について、(2)学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用について、(3)農業イベント等の充実について、(4)川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消(商)」についての4項目にまとめた。」との説明を行なった。

議長は、「4 その他農業振興のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「5 その他」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「5 その他として、(1) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等について、(2) 災害対策について、(3) 不法投棄の防止について、(4) 農地における野焼きについて、(5) 農業委員会及び事務局に対する予算確保及び体制整備についての5項目にまとめた。」との説明を行なった。

議長は、「5 その他」について委員に意見を求めた。

委員から「(1) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等について、現在、肥料などが著しく高騰しているが、市による支援は限定的であり規模が小さい、今後も資材価格等の高騰が見込まれるため、国や県、市のさらなる支援が必要であり、しっかりと伝えてほしい。」との意見があった。

議長は、意見を踏まえたうえで、原案通りとして採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため議案第5号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第477回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和5年10月19日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 若 海 玄 平

委 員 竹ノ谷 敏 彦

委 員 田 中 あきえ
